

令和6年(ワ)第5849号 地位確認等請求事件

原告 松竹伸幸

被告 日本共産党

訴え変更の申立書

2024年11月14日

東京地方裁判所 民事第37部甲合議E係 御中

原告訴訟代理人弁護士 平 裕 介

同 伊 藤 建

同 堀 田 有 大

同 佃 克 彦

頭書事件について原告は、次の通り訴えの変更（請求の趣旨及び請求の原因についての、交換的及び追加的変更）を申し立てる。

請求増加額 94万5000円

増貼印紙額 4000円

第一 請求の趣旨について

一 変更を申し立てる請求の趣旨

1 （訴状請求の趣旨1に同じ）

2 被告は原告に対し金550万円及びこれに対する2023（令和5）年12月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え

- 3 被告は原告に対し、別紙反論文目録記載の反論文を、同目録記載の条件で掲載せよ
  - 4 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

## 二 一についての補足説明

- 1 請求の趣旨2は、訴状請求の趣旨2（訴状7頁）につき、遅延損害金の起算日を変更したものである。

即ち、請求の趣旨2の慰謝料請求は、本件除名処分について金110万円、名誉毀損について金440万円の支払いを求めるものであるが、その遅延損害金の起算日を、最後の不法行為日である2023（令和5）年12月1日としたものである。

なお、最後の不法行為は、第二の三（6頁）で述べる通り、2023（令和5）年12月1日の、甲6の5の記事による名誉毀損行為である。

- 2 請求の趣旨3は、名誉毀損に関し、新たに、民法723条に基づく回復処分としての反論文掲載請求を追加するものである。

## 第二 請求の原因について

本件除名処分に関する主張に変更はない。

名誉毀損に関する主張（訴状41～48頁）について、以下の通り請求原因の交換的変更を申し立てる。

### 一 名誉毀損その1（甲6の2関連）

- 1 2023（令和5）年2月8日、被告は、その発行にかかる日刊新聞である「しんぶん赤旗」（以下「本件新聞」という。）に、「書記局次長 土井洋彦」名義の「党攻撃とかく乱の宣言—松竹伸幸氏の言動について」と題する記事を掲載し発行した（甲6の2・甲17）。



⑧ (記事 e ・ 記事の 5 段目)

「さらに重大なことは、松竹氏が、党攻撃のための分派活動を行ったことです。」

⑨ (記事 f ・ 記事の 5 ～ 6 段目)

「松竹氏自身が『週刊文春』 1 月 26 日号で、日本共産党に対して…攻撃を書き連ねた鈴木元氏の本（1 月発行）について、『本当は春ごろに出すつもりだったのですが、『同じ時期に出た方が話題になりますよ』と言って、鈴木氏には無理をして早めに書き上げていただいた』とのべています。…これらは、鈴木元氏の本の内容が党攻撃であることを知りながら、その発刊を督促したことを自ら明らかにしたものです。この行為が、党攻撃のための分派活動にあたることは当然です。」

⑩ (記事 g ・ 記事の 7 段目)

「党内に分派をつくって党を攻撃することは、『党内に派閥・分派はつくらない』（規約第 3 条 4 項）に反する重大な規律違反です。」

⑪ (記事 h ・ 記事の 7 ～ 8 段目)

「このように松竹氏に対する除名処分は、…党規約を踏みにじて党を攻撃したことによるものです。」

⑫ (記事 i ・ 記事の 7 ～ 8 段目)

「松竹氏の『会見』できわめて重大なことは、彼が、自らの除名処分を『不服』として党大会に『再審査』を求めるとし、それを実行するために、党内に自らの同調者をつのることを宣言していることです。」

⑬ (記事 j ・ 記事の 9 段目)

「これは、まさに党内に松竹氏に同調する分派をつくるという攻撃とかく乱の宣言にほかなりません。松竹氏は、日本共産党に対する『善意の改革者』を装っていますが、その正体が何であるかを自ら告白したものといえましよう。」



② (記事 a ・ 記事の 1 段目)

「…除名処分になった松竹伸幸氏は、“善意の改革者”を装っていますが、党の破壊者・かく乱者であることをみずからの言動で明らかにしています。」

③ (記事 b ・ 記事の 1 ～ 3 段目)

「松竹氏は、…『来年 1 月の党大会で復党への再審査を求めるつもりなので、その方には『離党せずに、1 月の再審査に代議員として参加してください』とお願いしました』とのべ、すでに同調者と連絡をとっていることを明言しています。6 日の記者会見で、自らの除名処分を『不服』として党大会に『再審査』を求め、同調する党員に『(離党を)はやまるな』、いまは『党にとどまって…党大会に代議員として出て…除名に反対だという意思を表示してほしい』とよびかけた…ものです。」

④ (記事 c ・ 記事の 3 段目)

「これは、党の最高機関である党大会のかく乱を企図し、表にあらわれない形で、みずからを指示するグループ=分派をつくるための活動をはじめたことを告白したものにほかなりません。」

⑤ (記事 d ・ 記事の 4 段目)

「このような人に、“善意”のかけらもないことはあまりにも明白です。」

3 上記のような記載のある甲 6 の 3 の記事は、原告につき、

i 自身に対する除名処分への反対意見の表明を呼びかけた原告の行為が、日本共産党に対するかく乱の動機・目的に基づいており、かつ、分派作りの動機・目的に基づいており、かつ、悪意に基づいているとの事実を摘示するものである。

4 自らの除名処分を争うことに藉口して、実は内心において悪意に基づき分派活動をして党をかく乱させようしていると摘示されることは、畢竟、裏切り者であると指弾されているにほかならず、かかる指弾が原告の社会的評価を低下させることは明らかである。



- 3 甲6の5の記事は、原告が、自身の除名処分を覆すために、  
「現在の党指導部の方針に反対していたとしても、必ずしも明確に反対する  
と言わないやりかたもある」  
と述べた（上記⑤）ことをもって「党大会かく乱の策動」（上記①）だと断  
じたものであるところ、「策動」という言葉が、密かに計画を立てて活動す  
ることを意味することは言うまでもない。  
即ち甲6の5の記事は、原告が、自身の除名処分を覆すための活動につき、  
党大会を混乱させること自体を目的としているとの事実を摘示するものであ  
る。
- 4 自身の除名処分を争うことではなく、党大会を混乱させること自体を目的  
としていると指弾されることは、原告が不純な動機で党を「破壊」（上記  
⑥）しようとしているとの印象を一般読者に与えるのであり、上記事実摘示  
が原告の社会的評価を低下させることは明らかである。

#### 四 損害賠償請求等

##### 1 損害賠償請求

以上の通り、上記3つの記事は原告の名誉を毀損するものであり、これに  
よって原告の受けた損害は甚大である。

これを金銭に換算すると、

- ・ 甲6の2の記事は金200万円
- ・ 甲6の3の記事は金100万円
- ・ 甲6の5の記事は金100万円

をそれぞれ下らない。

また、原告のこの損害と相当因果関係のある弁護士費用は、

- ・ 甲6の2の記事につき金20万円
- ・ 甲6の3の記事につき金10万円
- ・ 甲6の5の記事につき金10万円

をそれぞれ下らない。

よって被告は原告に対し、名誉毀損の不法行為による損害賠償として、合計金440万円の損害賠償責任を負う。

## 2 名誉回復処分としての反論文掲載の必要性

原告が受けた名誉毀損の被害を回復するためには、金銭賠償のみでは到底足りない。

原告は、純粋に日本共産党の未来を思ってその改革のための提案をしてきたのであり、そうであるにも拘わらず、原告のそのような意図を歪曲されるどころか全く正反対の、党かく乱の目的を持っている等と完全なる虚偽を書き連ねられたのが本件の一連の名誉毀損である。

かかる本件の名誉毀損の構造に照らせば、原告の名誉の回復のためには、原告が党をかく乱する目的など持っていないこと、及び、各記事の記述が実態の歪曲であることを本件新聞の読者に周知させることが原告の被害回復のために必要であり、その被害回復の方法としては、別紙の反論文を本件新聞に掲載させることが適当である。

なお、別紙の「二 掲載場所」及び「三 掲載条件」は、甲6の2の記事の範囲内である。即ち、二の「掲載場所」は甲6の2の記事と同じである。また、三1の「掲載スペース」も甲6の2の記事と同一であり、三2の「文字の大きさ」も甲6の2の記事の文字の大きさと同じである。

よって、原告は、民法723条に基づく名誉回復処分として、別紙反論文目録記載の条件の反論文を掲載することを求める。

## 五 まとめ

以上の次第であるから、原告は、

- 1 被告の党员たる地位にあることの確認（請求の趣旨1）
- 2 不法行為に基づく損害賠償として、
  - ① 本件除名処分につき金110万円（訴状40頁）

- ② 2023（令和5）年2月8日の甲6の2の名誉毀損行為につき金220万円
  - ③ 同年同月19日の甲6の3の名誉毀損行為につき金110万円
  - ④ 同年12月1日の甲6の5の名誉毀損行為につき金110万円
- 及びこれに対する最後の不法行為の日である2023（令和5）年12月1日から  
支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金  
の支払い（請求の趣旨2）
- 3 民法723条に基づく回復処分として、別紙反論文目録記載のと通りの反論  
文の掲載（請求の趣旨3）  
を求める。

以 上

反論文目録

一 反論文の内容

綱領と規約から逸脱したのは私ではなく党中央だ

松竹伸幸

「党攻撃とかく乱の宣言」（「しんぶん赤旗」23年2月6日、以下「宣言」）など私に対する一連の批判に反論します。

一言も綱領と規約は批判せず、それに沿って提案している

「宣言」は私が「党規約と党綱領に対する攻撃を開始した」と主張します。

まず党首公選の主張が「党規約と相いれない」とのことですが、党規約は「すべての指導機関は、選挙によってつくられる」（第3条3号）と明記する一方、党首公選を否定する規定はどこにもありません。党大会決定を見ても、私が『シン・日本共産党宣言』（以下「シン宣言」）で党首公選を主張する23年1月までの間、一度たりとも党首公選制を批判も否定もしていません。

党員が選挙に参加すれば規約に反する分派ができると主張したいのでしょう。しかし、現在の党首も中央委員の選挙で選ばれており、中央委員なら分派はできないが党員が参加すれば分派ができるというなら、あまりにも党員をバカにしています。

「宣言」は、私が共産党の「日米安保条約廃棄、自衛隊の段階的解消の方針など、党綱領」を「攻撃」したと批判します。けれども、私の「シン宣言」は綱領も規約も高く評価しており、文中には一言の批判もありません。「シン宣言」は、大会決定で決まった自衛隊の段階的解消に向かう第一段階について、綱領が「日米安保条約廃棄前の段階」と位置づけたこと、志位和夫氏が条約第5条の発動を容認する発言を行ったことをふまえ、この段階では安保と自衛隊の維持を前提と

して「核抑止抜き専守防衛」を基本政策とすべきだと主張したものです。

つまり私は、党大会での決定や党首の発言をふまえて、その決定に沿った私独自の見解を提示したのです。共産党が安保と自衛隊をただただ否定していると考えるのは綱領からの逸脱です。私の主張は、いかなる意味でも「攻撃」ではありません。

### 突然の批判どころか、党中央担当者とは意見交換を重ねた

「宣言」は、私が「党規約が定めたルールに基づいて表明することを一度もしないまま、突然」、攻撃を開始したと批判します。

たしかに党規約は、「どの機関にたいしても、質問し、意見をのべ、回答をもとめることができる」（第5条6号）としています。しかしこれは、「できる」という言葉で明白なように、党員の権利を定めたものです。義務違反なら処分されて当然ですが、権利を放棄したことをもって処分されるなどあってはなりません。

それどころか私は、党中央政策委員会で仕事をしてきた関係で、退職後も党の安全保障担当の山根隆志政治外交委員長（23年5月末に逝去）と年に何回もお会いし、意見交換を重ねました。「核抑止抜き専守防衛」の考え方も議論しましたし、逝去直前には「党首公選」の考え方も伝えました。それが私にとっては「質問し、意見をのべ、回答をもとめる」ことに匹敵する機会でした。

「宣言」は、私の「分派活動」を批判します。「シン宣言」と同時期に鈴木元氏の本を刊行したことです。しかし、分派とは、党規約の分派規定をつくった宮本顕治氏（元党首）が言うように、政治綱領で共通するグループのことです。一方、鈴木氏の著作は、私の著作とは異なり、公然と党の綱領と規約を批判しており、二人の間には綱領に関して明白な違いがあり、分派と呼べるものではありません。分派の定義も示さないまま分派の嫌疑をかけることは恣意的だとの批判を免れません。

一般党员にも綱領と規約を解釈する一定の権限を付与せよ

「宣言」その他の文書は、私が除名の再審査を党大会に求め、参加する代議員に支持を訴えたことをもって「かく乱」「党破壊」だと批判します。

再審査は規約で明記された権利です。その場合、代議員に除名撤回への支持と理解を求めるのは、被除名者として当然です。

支持を訴えるとしてもルール範囲内に限るといふなら、そのルールを示すべきです。私は再審査請求書を早くから党中央に提出し、議論の方法も提案しましたが、党からの返事はありませんでした。それを提示しないまま、代議員に支持を求めることを「破壊」「かく乱」だとするなら、被除名党员には何の権利もないことになります。

実際、24年1月の党大会に私は呼ばれず、大会の主役である代議員に再審査請求書は配られませんでした。大会で選ばれた21名の幹部団だけが審査して決定し、代議員は結果を報告されたのみでした。代議員に伝えられたのは、「かく乱者」「破壊者」という私へのレッテルだけです。

規約上の最高機関の権限を少数の幹部が独占する一。そんな党運営を行う指導部が綱領と規約の解釈権を独占する現状を改め、党员にも一定の権利を付与すべきです。

## 二 掲載場所

原告が「日本共産党中央委員会」名義で発行する日刊紙「しんぶん赤旗」の第2面左上。

## 三 掲載条件

### 1 掲載スペース

縦37.8センチメートル。横14.6センチメートル。

### 2 文字の大きさ

- (一) 大見出し「綱領と規約から逸脱したのは私ではなく党中央だ」は37ポイント。
- (二) 署名「松竹伸幸」は20ポイント。
- (三) 小見出し「一言も綱領と規約は批判せず、それに沿って提案している」、「突然の批判どころか、党中央担当者とは意見交換を重ねた」、及び「一般党员にも綱領と規約を解釈する一定の権限を付与せよ」は24ポイント。
- (四) 本文は11ポイント。

3 字体

署名と小見出しはゴシック体。その余は明朝体。

以 上